

第 2 章

第2章 要請の確認

2-1 要請の経緯

2-1-1 要請の経緯

「ボ」国は日本の約3倍の国土面積と人口8.7百万人を有する南米大陸の内陸国であり、一人当たりGNIが940USドル(2003年)で南米における貧国である。成人識字率86.5% (UNESCO, 2003年)、初等教育の純就学率95% (UNESCO, 2003年) 教員一人あたりの児童数24人 (UNESCO, 2003年) についても、各々中南米地域の平均値を下回っている(中南米地域平均値; 成人識字率89.7%、初等教育の純就学率96%、教員一人あたりの児童数21人、以上全てUNESCO, 2003年データ)。

こうした状況の下、「ボ」国は貧困を克服する最も有効な手段として教育改革に取り組んでおり、PRSPにおいても教育の質とアクセスの改善が開発課題として設定されている。1994年から開始された「教育改革プログラム」では、組織・制度の整備、カリキュラム再編成、教員養成・研修、住民参加型学校運営等、非常に幅広い改革を推進している。

これに対し、国際社会は「万人のための教育」政策、ミレニアム開発目標、ファスト・トラック・イニシアティブ等で継続的な支援を実施してきた。教育改革10年の成果としては、初等教育における就学率などのアクセスが改善していることが挙げられているものの、カリキュラム作り、教育行政の整備、人材の育成など、さまざまなテーマで多くの課題が山積している。このため、教育省は新たな教育戦略2004-2008年およびその具体的なアクションプランである多年度活動計画を策定し、次世代の教育改革の方向性を打ち出した。この中で、全ての教育レベルにおける教員養成と現職教員研修を改革し、連携させて教育の質の向上を図る目標をたて、これにより「現職教員の研修(能力向上)サブシステム(SFPD)」が設置された。同サブシステムの下での研修プログラムの開発のため、現在の現職教員研修機構(INFOPER)の基礎の上に現職教員センター(CDPD)を設立し、県レベル、全国レベルでの教員研修網を構築することを目指している。

このような中、我が国は2004年7月現地政策協議にて教育セクターでは「教育の質向上プログラム」を設定し、実施中の技術協力「学校教育改善プロジェクト」がその中核的な役割を担うことにつき合意した。同プロジェクトは、日本の現職教員研修の現場経験を活かして教員の指導能力の向上を図り、それによって教育の質の向上を目指すことを目的として2003年7月に開始された。当初2年間のプロジェクトの試行により、同プロジェクトでの活動が定着し、教育の質の向上に貢献しうる可能性が確認されたため、2005年7月以降、5年間プロジェクトの拡大普及を目的とした本格実施を行うこととなった。

今回の無償資金協力要請は、現職教員研修センター網(CFPD)の活動方針の中で中心的な役割を果たす現職教員研修センター(CDPD)の建設および機材の整備に係る要請であり、上記技術協力プロジェクトとの一体化を目指したものである。しかしながら、移動コストの少ない校内研修を主軸とした上記技術協力プロジェクトに要請されている現職教員研修センターを中心としたセンター型の教員研修を組み合わせることは、コスト(研修

参加経費、センターの運営維持管理費等) および人員確保(教官の確保等)の面で慎重な検討が必要である。

よって本調査では、校内研修を主軸として展開している上記技術協力プロジェクトと本要請で実施を計画しているセンター型の教員研修との関連性を確認し、またセンター建設後の運営管理計画について特に人員、運営経費面について確認することとした。また、2006年1月の政権交代に伴う本計画への影響および変更の有無についても確認することとし、これらの結果を分析し、無償資金協力実施の妥当性、効果を測ることを目的とした。

2-1-2 要請内容

本調査にて「ボ」国要請内容の変更を確認した。当初要請および変更要請の内容は下記のとおりである。

(1) 要請対象サイト

当初要請：ラパス県ラパス市 シモン・ボリバール高等師範学校敷地内

変更要請：全9県(ラパス県、チュキサカ県、コチャバンバ県、オルロ県、ポトシ県、タリハ県、サンタクルス県、ベニ県、バンド県)

(2) 要請内容

1) 当初要請

① 施設

現職教員研修センター建設；事務棟、研修棟、体育館、歩道・外壁等、
敷地面積 2090.5 m² 4階建て

教育(実習)施設改修；研究室、図書室、トイレ等、敷地面積 396.00 m²

② 機材

コンピューター、デジタルカメラ、コピー機、プリンター、スキャナー、電話、
テレビ、研究室用器具

2) 変更要請(本調査にて確認した内容)

9県における教師開発センターおよび附属小学校の建設

2-2 要請の背景

2-2-1 教育分野の現状

ボリビアの教育改革は、初等教育の普及と質の向上に重点を置きつつ、1994年に開始された。それから10年が経過し、今日では表4の通り一定の成果がみられる。

2004年に数値が落ち込むものの、就学者数の増加にも関わらず、2000年以降の初等教育純就学率は97%前後となっており、初等教育の完全普及に向けて順調な改善がなされている。中等教育においては純就学率がこの5年間で9.3%も増加しており、学校数も順調に増加していることから、中等教育の普及が急速に進んでいる様子がうかがえる。また、初等学校6年生までの自動進級制の導入によって初等教育の進級率と8年生修了率は大きく改善されており、さらに中等教育修了率にも着実な改善が認められる。

表4：ボリビアの主要教育指標

指標\年度		2000	2001	2002	2003	2004
就学前	就学者数 (千人)	215.6	218.2	222.3	223.2	235.6
	総就学率 (%)	46.1	48.6	49.1	48.9	48.3
	純就学率 (%)	36.1	38.3	39.5	40.4	39.8
初等教育	就学者数 (千人)	1,800.7	1,829.0	1,877.5	1,889.3	1,912.7
	総就学率 (%)	107.7	108.4	109.3	108.1	104.9
	純就学率 (%)	96.4	97.0	97.7	97.1	94.0
	進級率 (%)	89.8	90.7	91.6	92.8	93.1
	中退率 (%)	5.9	5.7	5.5	4.8	5.1
	6年生修了率 (%)	—	89.7	94.5	93.8	91.4
	8年生修了率 (%)	—	71.5	74.9	75.2	79.5
	公立教員数 (人)	68,132	70,177	76,218	78,644	79,205
公立学校数 (校)	13,120	12,751	12,884	12,334	12,556	
中等教育	就学者数 (千人)	461.2	487.3	534.6	566.8	602.3
	総就学率 (%)	64.5	66.8	71.4	73.7	75.3
	純就学率 (%)	49.2	51.1	55.3	57.5	58.5
	進級率 (%)	83.2	83.3	83.4	84.2	83.3
	中退率 (%)	8.8	8.8	8.6	8.1	8.8
	修了率 (%)	—	48.4	51.6	54.4	55.1
	公立教員数 (人)	16,527	17,235	16,546	17,650	19,607
	公立学校数 (校)	1,473	1,486	1,526	1,509	1,552

出典：教育文化省統計

他方、初等教育中退率は5%前後で、中等教育中退率は8%台で推移しており、依然として児童・生徒の中退が問題であることがわかる。教育文化省の調査によれば、中退者は農村部に多く、初等学校6年生と中等学校1年生で急激に中退者が増加する傾向にある。前者については旧教育制度の中学1年生にあたるため、特に農村部の学校において新教育制度に対応した6～8年生の教育課程および教師の手当てができておらず、児童がやむなく中退するケースが多いと考えられている。また、初等学校6年生までは自動進級制の導入によって留年は減少したものの、それ以降の学年に必要な学力が十分に身についておらず中退に至る場合もある。さらに、6歳での入学が想定されている初等学校だが、通学距離の遠さや家庭の経済的な理由により規定の入学年齢を超えて就学し、労働力として活用可能な年齢に達する時期には労働に従事するため、長期欠席や留年を繰り返す、ついには中退してしまうという就学遅滞の問題もこれに大きく影響している。後者の中等学校1年生についても同様のことがいえるが、そこでは特に学力不足が深刻な問題として認識されている。

ちなみに、教育省が2000年と2001年に行った国語と算数・数学の学力調査によれば、初等学校3年生の30.8%に国語の学力が身についておらず、算数に至ってはその数値が69.5%にも上っている。また、中等学校においても同様で、最終学年の4年生を対象に

行った調査の結果から、国語・数学ともに3分の2の生徒に十分な学力が備わっていないことが判明した。同調査では、その理由について表5の通り分析している。

表5：学力獲得に影響を及ぼす要因（特に国語に関連して）

マイナス要因	家庭環境 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童・生徒が適切な年齢で（各学年に）就学していない。 ・ 児童・生徒には読書の習慣がない。
	学習 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童・生徒が母語ではない教授言語で学習している。 ・ 家で宿題をすることがほとんどない。
	人材 <ul style="list-style-type: none"> ・ 代用教員や無資格教員が存在する。 ・ 改編カリキュラムに基づいた授業を始めて1年しか経過していない。 ・ 教員が指導主事と一緒に働かない。 ・ 指導主事による支援が不適切ないし不十分である。
	学習組織 <ul style="list-style-type: none"> ・ 教室でグループ学習を行わない。
	教材 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校外で保管しているため、学級図書を利用しない。 ・ 学級図書の使用について考慮しない。
プラス要因	家庭環境 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童・生徒が就学前教育を受けている。 ・ 児童・生徒には読書の習慣がある。 ・ 児童・生徒が労働に従事しておらず、家庭で手伝いをする程度である。 ・ 両親が子どもの勉強に関心がある。
	学習 <ul style="list-style-type: none"> ・ 教師が毎日評価を行う。 ・ 児童・生徒が家で授業の復習や宿題をする。 ・ 教師が児童・生徒と一緒に宿題やテストの見直しを行う。
	学習組織 <ul style="list-style-type: none"> ・ 教室で活動グループを組織する。
	教材 <ul style="list-style-type: none"> ・ 教室でモジュール（教科書）を使用する。 ・ 学級図書が教室内にある。

出典：“La Educación en Bolivia Indicadores, Cifras y Resultados” 教育文化省, 2004 P113~114より作成

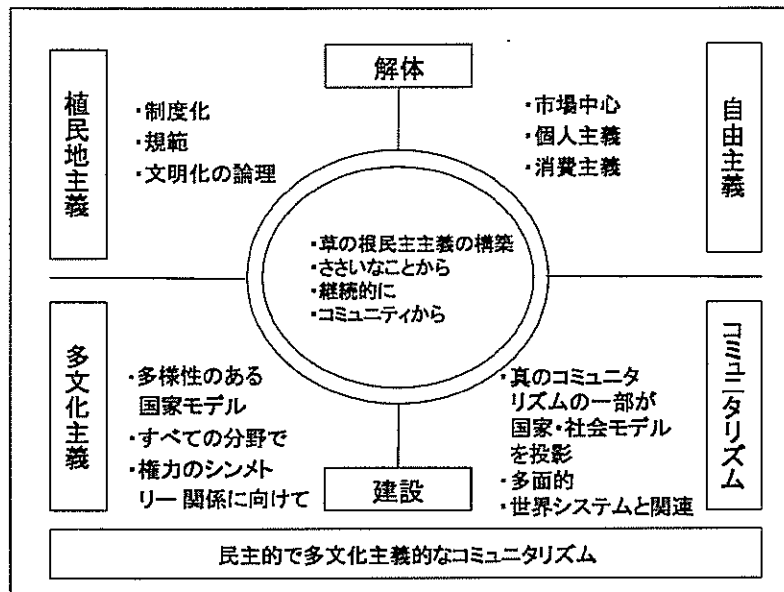
以上が教育改革実施から約10年後の状況であるが、2006年1月にこのような結果に対して極めて厳しい目を向ける政権、社会主義運動党のファン・エボ・モラレス・アイマ政権が誕生した。同氏は2005年12月の総選挙で53.74%の得票率を獲得して大統領に当選し、翌月に大統領に就任すると、フェリクス・パチ・パコ氏を教育大臣に任命し、教育文化省の機構再編と人事刷新に着手した。同時に、これまでの教育改革のあり方を批判し、これに替わるものとして「新教育法（Nueva Ley de la Educación Boliviana）」（案）の策定を進め、全国教育大会（Congreso Nacional de Educación）を経て、いわゆる「歴史的な教育改革」を実現しようとしている。

以下、教育改革の方向性を規定する「国家開発計画（Plan Nacional de Desarrollo）」の教育部分と「新教育法」（案）の概要を詳しく見ることにより、ボ国の教育改革の方向性と特徴を明らかにしてみたい。

2-2-2 国家開発計画 2006-2010

(1) 「国家開発計画」の概要

「国家開発計画」には国家開発の基本的理念が述べられており、要約すると「文化革命と民主主義の強化を通じて、植民地主義と新自由主義を解体し、ボリビア国民が『よく生きる (Vivir Bien)』ことのできる共同体としての国家を再構築する」こととなる。副題は『『よく生きる』ための誇らしく、主権を有し、生産的で、民主的なボリビア (Bolivia digna, soberana, productiva y democrática para Vivir Bien)』となっており、同計画にはその背景 (現状認識)、目的、戦略などがテーマごとに記載されている。



出典：「国家開発計画 (Plan Nacional de Desarrollo)」P24 より抜粋・翻訳

図 1：国家戦略概念図

なお、「よく生きる」ことを体現し、目的達成の測定指標として以下のような社会指標の改善を掲げている。

表 6 社会指標

指標	2005 年	2011 年
・ Moderate Poverty (収入\$1-\$2/日)	58.9%	49.7%
・ 絶対的貧困者/生活困窮者 (収入\$1/日以下)	35.3%	27.2%
・ 一人当たりの国内総生産 (GDP) 成長率	1.84%	4.31%
・ ジニ係数	0.59%	0.58%
・ 上位 10%富裕層と下位 10%貧困層との所得格差	25 倍	21 倍
・ 雇用率 毎年 90,000 人の新規雇用	8.4%	4%

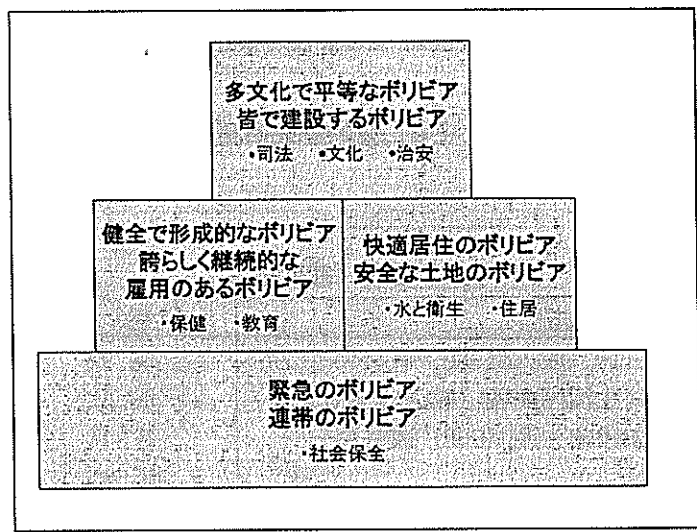
現状	2006-2010 の目標
衛生的な飲料水 ・ 2-300万人が安全な飲料水を得ていない。 ・ 500万人が衛生サービスを受けていない。	・ 安全な飲料水の裨益者：1,926,414人 ・ 衛生サービスの裨益者：2,057,750人

排泄物？ (residuos solidos) 回収・処理 ・排泄物処理サービスが十分ではない。	・毎年11,500万US\$を投資しての便壺の増加と改善および排泄物の回収
下水 ・下水処理が減少している。	・下水処理の裨益者：1,314,778人
電気 ・都市部の118万戸が電化されている一方、農村部ではわずか24万3千戸にすぎない。	・都市部の電気敷設率を85%から95%にし、少なくとも新たに46万戸と都市周辺部の生産地域が裨益する。 ・農村部の電気敷設率を30%から50%にし、少なくとも新たに21万戸が裨益する。
エネルギー ・現在、家庭ではGLPが発電に利用されている。	・16万戸を対象に天然ガス網を整備する。
住居 ・29万8千戸が不足しており、居住環境が不適切な住居が85万5千戸もある。	・10万戸の住居を建設する。
識字 ・現在、15歳以上の人口の13.6% (75万人) が非識字者である。	・5歳以上の人口の123万人が識字能力を持つ。すなわち、非識字率を0%にする。

出典：「国家開発計画 (Plan Nacional de Desarrollo)」 P29-30 より抜粋

(2) 教育の位置づけ

「国家開発計画」における教育の位置づけは、「教育は、保健および雇用とともに、健全で統合された国家と誇らしく永続的な仕事のある国家を形成し、脱植民地主義的・異文化間的・共同体的・科学技術的な、新たな教育制度を国民に提供する」という記述の通り、国民への社会サービスとしての側面にも増して、新たな国家体制構築に必要な重点事業として認識されている。



出典：「国家開発計画 (Plan Nacional de Desarrollo)」 P26 より抜粋

図 2：国家戦略概念図（構造図）

(3) 教育関連の記述

教育関連の記述は、「第3章 誇らしいポリビアー第4節 活動への参加と社会サービスへのアクセスの制限に関する社会改革ー第3項 教育」として存在し、社会福祉とコミュニティ開発、保健、司法、治安、国防、文化、公衆衛生と並んで述べられている。そして、背景としての現状認識と問題点、解決策提案として目的、政策、戦略が以下の通り詳述されている。

1) 背景

① 現状認識

- a) ボ国内で実現されてきた教育改革政策は、教育のみならず他の社会サービスへのアクセスにおいても、排除・差別・周縁化・搾取を伴う植民地モデルを克服することはできなかった。
- b) 国家の教育制度は覇権主義的なビジョンとエリート你的生活様式を有し、先住民のアイデンティティ・思考様式・世界の形成様式・世界観・歴史観を考慮してはいなかった。
- c) 文化や文明化の側面では社会階層が構築された。これは植民地時代の序列が制度化され、支配者ー被支配者というメンタリティが浸透し、先住民とその文化的・哲学的・経済的・社会的・政治的な知識が否定され、これらへの否定的思考を強制され、軽視された結果に他ならない。
- d) 教育は、共和制が敷かれて1世紀以上を経ているにもかかわらず、もっぱらエリートのためのものであり、先住民を周縁化するだけでなく抑圧してきた。教育は先住民にとって闘争の場であり、創造性を発展させる舞台であった。

② 問題点

a) 教育機会の不平等

教育機会へのアクセスや継続的な参加、受けられる教育の質に関して、民族・性別・職業・障害の有無、世代などによって格差が生じている。

b) 教育と開発・生産・雇用との関係性の希薄さ

高等教育の教育内容と卒業後の雇用との関係性に代表される通り、これまで教育は他セクターとは関係のない独立要素だと考えられてきた。

c) 植民地主義の再生産の場としての教育

教育内容（カリキュラム）は西洋文化の押し付けであり、教育は国内36の先住民民族が有する知識・知恵・技術・慣習などの活用を価値のないものとして扱ってきた。これまでの教育改革はコミュニティに根ざした、真の多文化・多言語教育を行ってきたわけではなく、それらが先住民を対象に農村部で実施されたことが、差別を生み出すなどの弊害をもたらしてきた。

d) 国民の声を反映しない上からの教育改革

これまでの教育改革は、その政治的意思決定に国民を参加させることはなく、現場の教育も規定の教材や教室活動によって実施されてきた。

2) 解決策の提案

① 目的

- a) 全教育段階・教育機会において、教育のビジョン・概念・実施方法を変更する。
 その際、新たな生産体制、コミュニティ開発、科学技術の蓄積と発展、新たな国家観の構築、社会文化的単位の再構成、地域事情を考慮した新たな国土の分割管理などのプロセスと密接に関連させる。
- b) 統合的・文化内的・異文化間的・生産的・創造的・科学的・可変的な教育により、新たな社会統合を確立する。

② 政策と戦略

表 7：政策と戦略

政策	戦略	プログラム
教育制度の改革	<ul style="list-style-type: none"> ・全教育段階の関連性強化 ・カリキュラム改編 ・教育行政実施体制の強化 ・教育への社会参加の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育改革プログラム (全国教育大会、新法制定) ・高等教育改革プログラム
教育の機会均等を重視した教育の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・学習環境整備による農村・都市周辺部居住者の就学促進 ・学習者のニーズに応じた実践的教育の提供 ・非識字者への教育機会提供 ・教員研修の強化 (1.8 万人) ・先住民族を優先考慮した高等教育の実現 	<ul style="list-style-type: none"> ・識字教育プログラム (123 万人対象、38.7 百万ドル) ・万人の権利＝社会的・民族的・男女間・世代間平等を達成する教育の質の向上プログラム <ul style="list-style-type: none"> →児童労働者・勤労青年への実践的教育の提供 →地域実情に応じた農村児童の教育 →社会的弱者への教育の提供 ・高等教育改革プログラム <ul style="list-style-type: none"> →先住民族向け大学機能の拡張 →資格付与等の合法化 (40.7 百万ドル)
科学技術を生み出し、適合させ、応用する教育	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の生産性向上を目指した、各教育行政レベルの統合的・相補的手法による、セクター間調整プロセスの開発 ・脱植民地主義的教育の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化的アイデンティティを持つ生産教育プログラム (3.6 百万ドル) ・生産的で健全な学校プログラム (学習環境整備、85 百万ドル) ・伝統的(文化)資源の再利用・再構築のための教育調査プログラム (4.1 百万ドル) ・ICT プログラム (ICT 関連施設整備、28.8 百万ドル)

出典：「国家開発計画 (Plan Nacional de Desarrollo)」 P46-48 を基に作成

(4) 「国家開発計画」の特徴

以上、「国家開発計画」の教育関連部分についてみてきたが、特徴として以下の点を挙げる事ができよう。

- a) 全教育段階を視野に入れた教育セクター全体の開発を志向している。特に高等教育への傾注が見て取れる。

- b) 国民参加による下からの教育改革を目指している。
- c) 生産性の向上や生産活動に直結する教育の実現を求めている。
- d) 社会的・文化的マイノリティを対象とした教育政策・計画が比較的多い。
- e) 伝統的な文化資源の再評価と教育への利用促進が強調されている。
- f) 脱植民地主義や反新自由主義をベースに理念的な内容が多いが、国際的な教育開発の動向を勘案すれば、政策的な目新しさはそれほどでもない。

2-2-3 新教育法（案）

2006年7月10日から15日にわたってスクレ市で開催された全国教育大会（Congreso Nacional de Educación）において、ボリビア国固有の文化・社会・経済に合致した教育制度への変更を意図して、1994年施行の教育改革法に代わる「新教育法（Nueva Ley de la Educación）」の草稿が教育文化省から提出され、教育関係団体によって審議された。以下、本法案について概説する。なお、以下の(2)、(3)、(4)、(6)の多くは、太田専門家作成の報告「新教育法（案）概要について」を基に記述したものである。

(1) 「新教育法（案）」の概要

「新教育法（案）」は「Ⅰ. ボリビアの教育の理念的・政策的枠組み」と「Ⅱ. 国家教育制度の構成」の二部構成となっており、前者ではその根拠・目的・目標が説明されており、後者では社会参加、カリキュラム編成、教育行政組織、技術支援・資源・サービスの構成が詳述されている。

表8：「新教育法（案）」の構成

I. ボリビアの教育の理念的・政策的枠組み ・根拠・目的・目標 II. 国家教育制度の構成 1. 社会参加 ・ 定義、原則、目的 ・ 住民参加・大衆参加のメカニズム 2. カリキュラム編成 ・ 定義、原則、目的 ・ カリキュラム運用／編成 ・ 普通インクルーシブ教育（家庭・コミュニティ教育、職業教育）／特殊インクルーシブ教育（障害児の統合教育）／成人教育／生涯教育 ・ 教育制度への対応方法 ・ 教員養成のための高等教育制度 ・ 科学技術・芸術科目の設定 ・ 教員養成：新規教員養成および現職教員研修（高等教員養成校、教育大学） ・ 軍人・警官養成／高等教育 3. 教育行政組織 4. 技術支援・資源・サービスの構成

出典：「新教育法（案）(Ante Proyecto: Nueva Ley de la Educación)」より抜粋・翻訳

(2) 「新教育法（案）」の主な特徴

- a) 新教育法（案）は、根底に「脱植民地化」を据え、そのための戦略として、i) 地元
に密着した教育（Educación comunitaria）、ii) 自ら（先住民）の文化を重視すると

ともに異なる文化から学ぶ教育 (La intraculturalidad y la interculturalidad)、
iii)特に中等・高等教育における地元の生産に直結する職業教育 (Educación productiva territorial)、iv)生産につながる技術教育 (Educación científica y tecnológica)、v)宗教の自由に基づく相互敬意教育 (Educación laica)、を掲げている。

- b) 教育システム (8-4-5 制) については、特に変更なし。
- c) 旧教育改革法では、軍学校・警察学校は、カリキュラム策定などに対し完全な自治を有したが、新教育法 (案) では、これらも地域に根ざし、生産を志向することが求められている。
- d) カリキュラム面では、生産に直結する教育が強調されている。
- e) 学習言語は、1 言語 (スペイン語) もしくは 2 言語 (スペイン語と母語) から、3 言語 (スペイン語・母語・外国語) に増加した。
- f) 教員養成分野では、教員になるための高等師範学校 (中等学校終了後 3 年の修業 : 資格は高級技師) の大学化 (中等学校修了後 5 年の修業 : 資格は学士) が提案されている。
- g) 現在、教育行政は、中央は教育文化省、地方では県当局傘下の県教育事務所と市教育事務所が担当しているが、新教育法 (案) では、「教育の中央集権化 (地方に教育文化省直轄の機関設置)」を提案する。

(3) 法案策定および全国教育大会での審議

2006 年 1 月の新政権発足後、22 の教育関係機関をメンバーとする新教育法 (案) 起草委員会が設置された。起草委員会は、1992 年に実施された全国教育大会や 2004 年の全国教育大会準備ワークショップ、県レベル準備会合の結果を基に、関係機関の合意を取りながら、新教育法 (素案) を作成した。2006 年 6 月末、各県において県レベル準備会合を開催し、各県関係者の意見を加味した。その上で、教育改革法 (1994 年施行) に代わる新法制定の方向の合意を目的に、7 月 10~15 日、憲法上の首都スクレ市にて全国教育大会が開催された。

全国教育大会には、教員組合や大学関係者だけでなく、各地域や先住民を代表する教育審議会関係者、県教育事務所関係者、保護者代表など、全国の教育関係者 650 名が召集された。第 1、2 日目は、議長団選出に当てられた。第 1 回目選挙で、議長には労働組合連合 (COB)、議長代行に遠隔地教員組合が選出された。この結果を受け、都市教員組合は全国教育大会を退席、COB の主要メンバーの一つが都市教員組合であることから COB も同調し、退席した。第 3、4 日目、全国教育大会参加者は、5 つの分科会に分かれ、法案の詳細を審議、第 5、6 日目、全体会議で参加者全体により各分科会の審議内容の合意形成が図られた。

表 9：分科会の構成

①	教育哲学 (marco político filosófico)
②	市民参加の方法 (estructura de participación comunitaria popular)
③	カリキュラム構成と実施 (estructura de organización y operativización curricular)、普通教育・特殊教育・生涯教育・識字教育 (subsistema de educación regular, especial, permanente y alternativa)
④	高等教育 (subsistema de educación superior) (教師教育を含む)
⑤	教育行政の仕組みと方法 (estructura de organización y gestión administrativa)

全国教育大会開催中、都市教員組合、COB のほか、教会系団体、公私立大学や都市教員組合が、授業での宗教の取り扱いなどを理由に途中退席した（途中退席した団体とその理由は、表 8 のとおり）。15 日、新法（案）審議終了前、大統領の意を受けた教育文化大臣から、大学や都市教員組合等との合意形成のため再度 60 日検討し、第 2 回全国教育大会を開催する案が提出されたが、参加団体の総意により否決、審議案が新教育法（案）として国会に提出されることとなった。

表 10：全国教育大会を退席した主な団体とその理由

退席した団体	理由
都市教員組合	・全国教育大会議長に選出されなかったから？ ・他の団体を説得するに足る新教育（案）を準備できなかったから？
公立大学	・新教育法で新たに提案された教育議会（Concejo Educativo：教育改革下の教育審議会（Consejo Educativo）よりも強い権限を持つ）が、財務などの大学自治を侵す可能性があった。（最終的に、新教育法（案）には具体的記述がない。）
カトリック教会	・教育改革においてもカトリック教は、「宗教、倫理・道徳」における選択科目だったが、憲法で国教として定められていた中、教員派遣（item）やコンベニオと呼ばれる学校設立などで優先的に扱われていた。新教育法（案）で、宗教の自由に基づく教育が打ち出される中、これらの優先的取り扱いがなくなる可能性がある。
私立学校関係者	・私立大学をはじめとする私立教育関係者は、全国教育大会前に「私立」学校廃止の可能性が教育文化省関係者から示唆され、退席？
全国労働者組合（COB）	・組合の教育セクターにおける組織、都市教員組合が退席を決めたことから、同調したと見られる。

全国教育大会終了後、途中退席した団体からの提案を受け入れるべきという大統領の意を受け、教育大臣は各団体からの提案を聞く由、発言した。同時に、教育文化省と全国教育大会議長団は全国教育大会における議論を整理し、新教育法（案）を下院の人間開発委員会に提出した（7月20日）。7月21日現在、教育文化省の見解では、8月最終週を目途に下院本会議で議論される予定とのことである。なお本会議では、ボリビア東部地域選出議員などから修正案が提出されると予想されている。

(4) 全国教育大会における主な論点

- a) 教育は、ボリビアが「脱植民地化 (descolonización)」するための手段である。脱植民地化とは、民族の境界や機会の不平等を生み出す社会階級をなくすことである。
- b) 現在までカトリック教を国教とする憲法に基づき、実質的にほとんどの学校でカトリック教の時間があつた。しかしながら、新教育法（案）では、宗教の自由に基づく相互敬意教育 (educación laica) を導入するとし、これが、カトリック系団体の強い反発を招いた。（一方、都市教員組合は、新教育法（案）の中で、唯一注目すべ

き点とする。)

- c) 教育行政システムについて、最終的には当初案どおり、教育の中央集権化が提案されている。しかしながら、全国教育大会において、極度の中央集権化に対する先住民系団体の反発も見られ、100%の合意には至らなかった。憲法改正会議の結果に左右される可能性がある。(憲法改正会議に、先住民系団体から、現行の9県、324市の廃止と先住民の居住実態に応じた新たな行政区画設置(案)が提出されているといわれており、先住民系団体を母体とする現政権政党(MAS)議員が過半数を占める憲法改正会議の行方によっては、行政システムの大幅な変更もありうると思われる。)

(5) 教員養成研修関連部分についての特記事項

- a) 理想とする教員像の明確化
b) 一貫した教師教育(教員養成+現職教員研修)を実現する教員継続教育訓練の重視
c) 高等師範学校と他教員養成機関の「国立高等教員養成校(教育課程5年)」への移行
d) 4社会言語学的地域(ケチュア、アイマラ、ガラニー、アマゾン多民族)での教育大学大学院創設
e) 教育文化省による国立/地方高等教員養成校審議会を通じた教員養成課程の監督
f) 高等教員養成校卒業生への教員就業保障
g) 資格付与に伴う教員の序列化
h) 言語的・文化的・地理的多様性および先住民族・少数民族への配慮
i) 先住民族・少数民族の固有資源(技術・科学・芸術・知識等)の教育への積極的活用
j) 職業教育および地元に着した教育の実現を意図するコミュニティ教育の重点化

表 11: 新教育法「教員養成」項(仮訳)

<p>教員養成 (Formación de Maestros)</p> <p>教員養成制度 (subsistema) の特徴</p> <ul style="list-style-type: none">・ 全ての教員養成制度は、国家の言語的・文化的・地理的多様性を考慮し、優れて文化内の (intracultural)、異文化間的 (intercultural)、多言語的 (plurilingüe) である。・ 教員養成制度は、先住民族および異なる大衆的・社会的セクターの特徴についての知識と認識に基づき、職業教育 (educación productiva) および(地元に着した教育の実現を意図する) コミュニティ教育 (educación comunitaria) の枠内で新規教員を養成する。・ 教員養成は独特で、国家財政によってまかなわれることから無償であり、多様なものである。職位、教育的資格、倫理、道徳、学問に関して独特である。国家がその責任を負うことから、国家財政によってまかなわれ、無償で実施される。先住民族およびアフロ・ポリビアンと、その他の大衆的・社会的セクターの生産経済的・社会文化的特徴を反映して(カリキュラム編成や組織編制の関しては) 多様である。

目的

1. 文化内的・異文化間的な資質を伴う教育を持ち、コミュニティに奉仕し、教育的資格と適正を有し、多様な能力を持ち、社会文化的な現状と社会的使命によって規定される教員を養成する。
2. 誇りと価値観と人権を尊重する民主的な教員を養成する。
3. 科学的な態度と調査手法の運用に関する能力を持つ教員を養成する。
4. 先住民族およびアフロ・ボリビアンが有する技術・科学・芸術・知識を再利用し、再創造し、発展させ、進化させることができる能力を持つ教員を養成する。
5. 正義と連帯の関係を生み出しつつ、価値観とコミュニティの精神性 (espiritualidad comunitaria) を促進し、回復し、発展させる能力を持つ教員を養成する。
6. 創造的な方法で新たなボリビアの教育の哲学的・実存的な原理を促進する教員を養成する。
7. 教育と生産的・持続的な仕事を関連させる能力を持つ積極的な教員を養成する。
8. スペイン語・母語・外国語の3言語でコミュニケーションができる言語能力を持つ多言語教員を養成する。
9. 教育における新たな情報伝達技術の使用を導入できる教師を養成する。
10. 距離やアクセス事情を考慮して申し分のない生活を送ることができるように給与格差を持たせることにより、複式学校や社会文化的・言語的な現実を反映した如何なる状況においても教育を実現できる能力を持つ教員を養成する。
11. あらゆる教育段階の男女児や青年の統合を可能にする文化および体育・スポーツの知識を有する教員を養成する。
12. 批判的・反省的な態度を持つ、高い資質の教員を養成する。
13. 児童生徒の協調性・自信・リーダーシップを高めることができる教員を養成する。
14. 似通った文化的世界観 (cosmivisiones culturales) を持つ国民の協調関係を発展させるため、ボリビア人としての価値観と感情を持つ教員を養成する。
15. 特別な教授-学習ニーズを持つ児童生徒への配慮に優れ、彼らの発見・支援・手当てのために統合教育を実現できる教員を養成する。

高等教員養成校 (Escuelas Superiores de Formación de Maestros) および教育大学

- ・ 高等師範学校 (INS) およびその他の教員養成機関は教育文化省管轄の国立高等教員養成校となる。
- ・ 教育文化省は国内に現存する序列を再認識し、学士号に相当する資格を付与する。
- ・ 卒業に必要なすべての条件を満たす、資格取得の勉強に必要な期間は全教育段階で5年を要する。
- ・ 高等教員養成校および教育大学大学院は以下の事項によって規定される。
 - ・ 教育文化省管轄の国立高等教員養成校審議会は政策的性格を有し、全国の社会組織が参加する。
 - ・ 国立高等教員養成校審議会管轄の地方高等教員養成校審議会は学術的性格を有し、各地方の事情に応じたニーズ・需要・教育に関する地方計画を通じて教育課程提供を規制する役割を担う。
 - ・ 高等教員養成校は国土の様々な地方に設立される。
- ・ 高等教員養成校は以下の教育課程および専門課程を設定する。
 - ・ 第1課程 (Nivel 1) : 家庭内およびコミュニティ教育 (educación en familia y comunitaria) <就学前教育>
 - ・ 第2課程 (Nivel 2) : 職業的コミュニティ教育 (educación comunitaria vocacional) <初等教育>、特殊教育、成人教育 (educación alternativa)
 - ・ 第3課程 (Nivel 3) : 職業的コミュニティ教育<中等教育>、成人教育
 - ・ 第4課程 (Nivel 4) : 科学技術教育 (educación técnica - tecnología)
 - ・ 第5課程 (Nivel 5) : 体育、スポーツ、芸術、その他
- ・ 教育大学大学院を創設する。それは4つの社会言語学的地域 (ケチュア、アイマラ、ガラニー、アマゾン多民族) において現職教員向けの教員養成センター (centro de formación permanente) として教育文化省によって運営される。これらの大学は大学院教育課程を提供し、教員資格・修士号・博士号およびその他の高等教員養成校卒業生向けの上位資格を付与する。
- ・ 高等教員養成校と教育大学の教官と管理者は小中学校教員資格を有し、専門分野における教員資格と同等もしくはそれ以上の教育段階において教室指導と学年指導の経験を持つ。
- ・ 高等教員養成校卒業生の (教員としての) 就職は国家によって保障される。その際、異なる4つの社会言語学的地域の教員に対するニーズ、および全教育制度を統括する新教育法が要求する基準に基づいて実施される。

出典：「新教育法 (案) (Ante Proyecto: Nueva Ley de la Educación)」より抜粋・翻訳 (文責：村田)

(6) JICA 事業との関連性

現在、JICA ボリビア事務所では、教育の質向上プログラムとして、教師教育に重点をおいた協力を行っている。ここでは特に本無償資金協力要請（現職教員研修センター建設計画）ならびに学校教育の質向上プロジェクト（実施期間：2003年7月16日～2010年7月15日）と新教育法（案）との関係を概観する。

1) 新教育法（案）における教師教育関連事項

- a) 現在の高等師範学校の教員養成大学への転換と、別途地域4大学院（大学の機能は持たない）の設置（案）が可決された。（地域4大学院の場所、設置時期については明示されていない。）
- b) 全国教育大会の議論の中で、遠隔地教員組合幹部からは、現職教員研修実施に対する積極的な支援が得られなかったものの、教員管理局長をはじめとする教育文化省幹部や高等師範学校学生、先住民系団体は必要性を理解し、支援を表明した。
- c) 現職教員研修に関連する法案箇所は、以下のとおりである。

「教育文化省の管轄下、現職教員研修センターとして、教員養成大学院が、ケチュア、アイマラ、グアラニー、アマゾン多民族の国内4社会言語地域に設置される。これら大学院は、ディプロマ、修士課程、博士課程とその他上級コースを、大学卒業後教育として、教員養成大学卒業者に提供する。」

“Se crearán Universidades Pedagógicas, con la administración del Ministerio de Educación y Cultura, como centros de formación permanente, en las cuatro regiones sociolingüísticas del país: quechua, aymara, guarany, multi-étnico amazónico, y las universidades ofrecerán cursos de postgrado: diplomados, maestrías, doctorados y otros de carácter superior para maestros egresados de las Escuelas Superiores de Formación de Maestros.”

- d) 新大学院が現職教員研修機関とされたことで、新大学院設置準備には教育文化省教員管理局（前教師開発課）と現 INFOPER 技官があたる可能性があるが、その一方、高等教育次官室に移管される可能性も否定できない。
- e) 全国教育大会後、既存大学が教員養成大学院設置に強く反対しているといわれており、教育文化省内では、大学院設置にこだわらず「現職教員研修センター」（本無償資金協力要請）に集中すべきとの意見が強い。

2) 現職教員研修センター建設（無償資金協力要請）との関連について

教育文化省幹部が、本無償資金協力（現職教員研修センター建設計画）の要請内容の見直しを行った（見直し後、本調査団派遣時に修正要請として提出された）。

3) 学校教育の質向上プロジェクトとの関連について

教育行政面では、地方における教育行政を従来どおり地方当局（県教育事務所）が担当するのか、それとも新教育法（案）が提示するように、教育の中央集権化を進めるのか注視する必要がある。これにより、県教育事務所による現職教員研

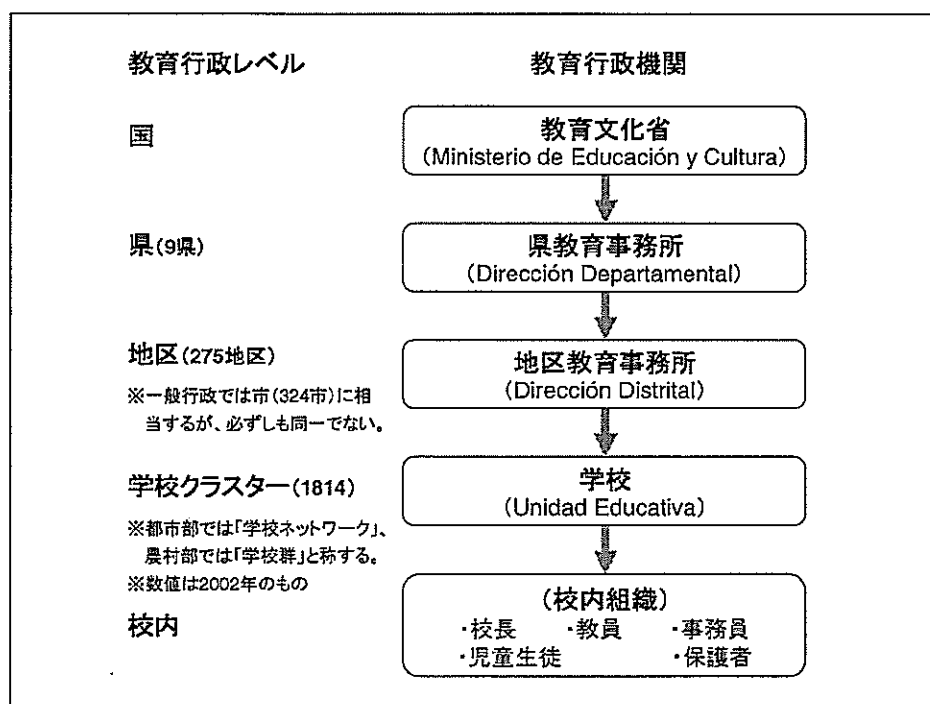
修を支援しているプロジェクトの実施体制再検討の必要が生じる可能性がある。

しかしながら、教育行政システムの変更は容易とは思われず、その間、現状のとおり、県教育事務所が引き続き現職教員研修を実施する可能性が高い。したがって、技術協力プロジェクトとしては、新大学院設置準備支援と並行して、当面県教育事務所による現職教員研修実施を支援することが望ましいと思われる（現状では、学校レベルへの唯一のチャンネルが、県教育事務所である）。

2-2-4 教育行財政

(1) 教育行政

ボ国では、教育行政は学校教育の実現と保障を目的とする、国家最高次の機構と定められており、教育法規では「カリキュラム運営構造 (Estructura de Administración Curricular)」と称されている（図3参照）。その目的は、教育に関係するすべての人々が自らの目的を効率的に達成すべく、適切な環境や最適な状態を用意すること、全ての学習領域・教育段階・教育様式において教育プロセスを計画・整備・実施・評価すること、教育プロセスへの社会参加を促進することと規定されている。



出典：「La Educación en Bolivia Indicadores, Cifras y Resultados」教育文化省, 2004 P47より作成

図3：教育行政機構（カリキュラム運営構造）

(2) 教育財政

2000～2004年度の執行予算額をみると表12のようになっている。これをみると、1993年以降3.5%前後で推移していた対GNP比が2001年より4%を突破し、近年4.7%前後で推移しており、教育予算が増加していることがわかる。しかしながら、

そのほとんどが経常支出であり、新規事業予算が減少した 2003 年以降はその比率が 95%にも上っており、教育開発に向けての新たな取り組みが非常に難しい状況にあることがうかがえる。

表 12：教育文化省予算（大学を除く執行予算額）

(単位：US 千ドル)

費目	2000 年	2001 年	2002 年	2003 年	2004 年
経常支出	287,458	292,845	337,707	364,679	381,599
新規事業予算	36,190	41,918	36,782	16,405	23,257
(うち国庫負担)	10,129	14,624	10,487	4,936	5,728
(うち海外援助)	26,060	27,294	26,295	11,469	17,529
予算計	325,517	334,763	374,489	381,084	404,856
対 GDP 比	3.81%	4.19%	4.71%	4.89%	4.64%

出典：教育文化省統計

また、2004 年度経常支出の内訳（表 13）をみると、その 98%が教員や教育行政官の給与である人件費に当てられている。また、新規事業予算の内訳を調べてみると、すべて実施中のプロジェクト経費で、そのほとんどがドナーによる供与となっており、教育財政運営の困難さが見受けられる。

表 13：2004 年度経常支出の内訳

(単位：US 千ドル)

費目	人件費	非人件費	資材費	実物資産	金融資産	助成金	税金等	その他	合計
2004FY	373,904 (97.89%)	3,297 (0.86%)	237 (0.06%)	84 (0.02%)	2 (0%)	4,073 (1.07%)	1 (0%)	2 (0%)	381,599 (100%)

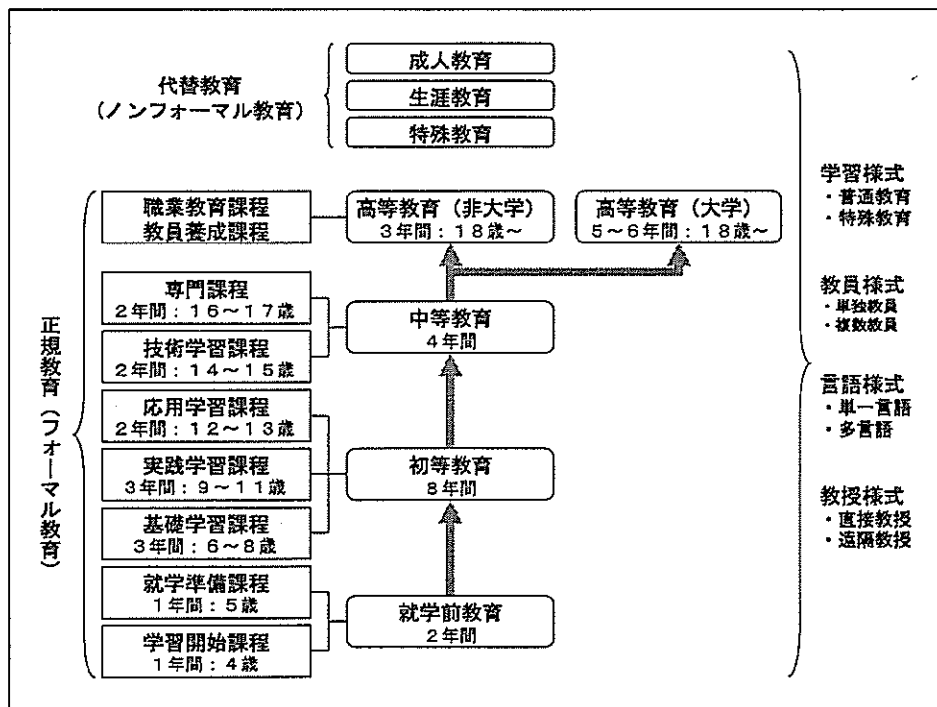
出典：教育文化省統計

2-2-5 学校教育制度

学校教育制度は教育サービスを国民に提供すべく構築されたシステムであり、ボ国では教育法規上「カリキュラム編成構造 (Estructura de Organización Curricular)」と称されている。一般に教育制度といった場合にはこれを指すことが多い (図4参照)。ボ国の学校教育制度は就学前教育、初等教育、中等教育、高等教育 (大学および技術・農業・職業教育学校、教員養成校) から成っており、これらの正規教育を補完するものとして成人教育、生涯教育、特殊教育という代替教育が存在する。さらに、これらの教育段階においては個々の教育状況に応じて各種の様式 (モダリティ) が存在しており、それらは学習様式、教員様式、言語様式、教授様式と呼ばれている。

なお、初等教育は1994年の教育改革開始後に前期中等教育を初等教育に含めて義務・無償制になり、就学期間8年間を基礎学習課程（旧小学1～3年）、実践学習課程（旧小学4～5年+旧中学1年）、応用学習期（旧中学2・3年生）に分けて実施している。中等教育は就学期間4年間を2つの教育課程に分けており、技術学習課程では各教科内容の深化と地域ニーズに応じた技術的な知識の習得を目指し、その後、専門課程に進んで学習することになっている。高等教育は大学で行われる普通教育と大学以外で行われる職業教育に二分されており、普通教育の修業年限は通常5年、職業教育（技術系、教員養成系）の年限は3年、医学教育は普通教育修業年限に研修期間1年を加えた計6年と定められている。

ちなみに、各学校ないし教育段階別の就学者数は表14の通りである。



出典：“La Educación en Bolivia Indicadores, Cifras y Resultados” 教育文化省, 2004 P46より作成

図4：ボリビアの教育制度概要（カリキュラム編成構造）

表14：学校別の就学者数（5-34歳人口対象） 1999-2003年

（単位：人）

	2000	2001	2002	2003	2004		
	計	計	計	計	計	男性	女性
幼稚園 (就学前教育)	215,602	218,237	222,313	223,177	235,607	119,511	116,096
小学校 (初等教育)	1,631,308	1,666,153	1,717,997	1,735,999	1,753,814	900,770	853,044
中学校 (中等教育)	369,729	398,364	534,587	474,201	505,862	265,871	239,991
成人学校	43,422	41,438	44,729	37,013	—	—	—

教員養成校	11,259	11,314	16,459	19,064	—	—	—
大学（学士課程～）	302,127	300,321	292,930	276,739	—	—	—
技術学校 （中等・高等教育）	78,331	94,321	79,859	61,030	—	—	—
軍事学校、警察学校	366	1,847	2,199	1,448	—	—	—
識字教室	—	—	—	2,684	—	—	—
その他	37,331	53,150	38,215	31,070	—	—	—
計	2,894,25 5	2,960,77 6	3,094,83 3	2,965,73 0	—	—	—

出典：幼稚園、小・中学校、教員養成校は教育文化省統計より抜粋、その他は国家統計局（INE）より算出

また、ボ国には教育への社会参加を実現する構造として「大衆参加構造（Estructura de Participación Popular）」があり（表15参照）、これは教育関係者や地域代表者によるボトムアップ式の意見集約、助言、諮問を行う7種の組織から構成される。当該組織は基本的に教育行政の各段階に対応しており、地域や社会のニーズを学校教育に反映させたり、学校教育関連の諸問題を解決するための意思決定機関と位置付けられている。

表15：大衆参加構造の概要

名称	構成	役割
全国教育大会（教育国会） （Congreso Nacional de Educación）	国家教育審議会、県教育審議会、上院・下院の教育分科会、大学教員組合、学生組織、報道機関、学会、カトリック教会など教育関係機関・組織の代表者	ボリビア社会の代表者から構成される、教育政策策定や遂行についての助言・諮問機関である。
国家教育審議会 （Consejo Nacional de Educación）	県教育審議会、先住民族教育審議会、教職員組合、全国市町村、国公立大学、私立大学、労働組合などの代表者	
先住民族教育審議会 （CEPO: Consejo Educativos de Pueblos Originarios）	アイマラ、ケチュア、ガラニー、アマゾンの4地域で、各地域のニーズに応じて組織される。学校群委員会や地区教育委員会の代表者が含まれてもよい。	
県教育審議会 （Consejo Departamental de Educación）	地区教育委員会の代表1名、教員組合の県代表者1名、国公立大学および私立大学代表者各1名、高校・大学の学生組織の代表1名	
地区教育委員会 （Junta Distrital）	該当地区に所属する学校群委員会の代表3名	学校行政に関わる意思決定に関係者が直接参加する基礎となる。
学校群委員会 （Junta de Núcleo）	該当する学校群（ネットワーク）に所属する学校委員会の代表3名	
学校委員会 （Junta Escolar）	保護者会代表複数名、地域基礎共同体（OTB）代表2名	

出典：「ボリビア国別援助研究会報告書」2004、JICAより抜粋（一部改）

なお、ボリビアの教育制度は「教育改革法」により、教育制度にあたる「カリキュラム編成構造 (Estructura de Organización Curricular)」、上記の「大衆参加構造 (Estructura de Participación Popular)」、前述の教育行政機構に相当する「カリキュラム運営構造 (Estructura de Administración Curricular)」および「教育技術サービスおよび人事構造 (Estructura de Técnico Pedagógico y Administración de Recursos)」から構成されることが規定されている。

2-2-6 教員

(1) 教員数

現在、ボリビアには約 8 万人の教員が存在しており、その 76.7%を初等学校の教員が占めている。就学者数の増加に伴い教員数は平均して毎年 3.9%程度増加しており、全国平均では教員一人当たりの児童生徒数が 25 人と適正な数値を保持している。なお、前述の通り教育予算の大部分が教員給与であることから、予算の増減によって教員数の増加が決定される。そして、就学者の増加に対応した教員の確保は長期的な教育予算増加の担保が必要になっており、それが困難な場合には極めて難しい財政運営と人事を迫られることになる。

なお、その数が少なくなったとはいえ、2004 年の時点で代用教員の割合は 14.3%もあり、教育の質の低迷が懸念される。ちなみに、代表教員の比率は農村部が都市部の倍となっており、教育の質に関する地域間格差の問題も心配される。

表 16：ボリビアの公立学校数・教員数・就学者数

指標\年度		2000	2001	2002	2003	2004
就学前教育	公立学校数	388	409	417	398	396
	公立教員数	4,093	4,133	4,198	4,348	4,492
	就学者数	215,602	218,237	222,313	223,177	235,607
初等教育	公立学校数	13,120	12,751	12,884	12,334	12,556
	公立教員数	47,512	48,809	55,474	56,646	55,106
	就学者数	1,800,738	1,829,018	1,877,536	1,889,250	1,912,700
中等教育	公立学校数	1,473	1,486	1,526	1,509	1,552
	公立教員数	16,527	17,235	16,546	17,650	19,607
	就学者数	461,185	487,344	534,587	566,770	602,252
公立教員数 計 (前年比増加率)		68,132	70,177 (3.0%↑)	76,218 (8.6%↑)	78,644 (3.2%↑)	79,205 (0.7%↑)

出典：教育文化省統計

(2) 教員の資格と待遇 (給与)

原則として教員は高等師範学校 (INS: Instituto Normal Superior) と大学 (INS 卒業後) で養成されるが、論文を提出して INS を卒業した時点で正規の教員資格を得る。卒業時には教育文化省が INS を通じて教員公募を行い、応募者が教員採用試験に合格すれば教員として働くことになる。そして、教員は勤務開始と同時に学歴に応じて職務等

級が決定され、最低でも4年間同じ等級で経験を積み、昇級試験を受けて合格した後に次の等級に移行することになる。なお、職位については教員職と校長職の2種のみ法的に規定されている。

教員給与はこれらの教員資格(学歴)、職務上の等級、職位などに密接に関連しており、以下のような仕組みで算定される。

教員の基本給は勤務地(都市部、都市周辺部、農村部)、教員資格(教員養成課程修了、教員養成校卒業、旧教員資格、代用教員)、職位(校長職、教員職)によって決定される。表18に2003年次の例を示したが、これによれば最低給与を有する都市部に勤務する代用教員と最高給与を有する農村部の教員養成課程修了資格を持つ校長との基本給の格差は2.6倍にも上る。なお、教員の約半数が教員養成課程修了の教員であるため、2003年度時点での教員の平均基本給はBs. 625となっている。

表17：教員の基本給算定基準(2003年度の例)

単位：Bs. (ボリビアノ)

職位	教員資格	勤務地		
		都市部	都市周辺部	農村部
校長	教員養成課程修了	1,106	1,187	1,300
	教員養成校卒業資格	1,083	1,163	1,249
	旧教員資格	1,056	1,140	1,213
	代用教員	1,007	1,108	1,185
教員	教員養成課程修了	650	714	778
	教員養成校卒業資格	591	658	712
	旧教員資格	540	591	645
	代用教員	490	543	588

出典：“La Educación en Bolivia Indicadores, Cifras y Resultados” 教育文化省, 2004 P76より抜粋

以上のような基本給をベースとするが、職務等級に応じて給与が増加する。等級は表19の通り9等級に分かれているが、平均すると基本給から31%の増加となる。ちなみに、教員の6割弱がBs. 1,000~2,000の月給を受け取っている。

表18：教員の基本給増額算定基準(2003年度の例)

等級	増加率	等級	増加率
無等級	0%	第2級	75%
代用(教員)級	10%	第1級	100%
第5級	30%	第0級	125%
第4級	45%	功勞級	150%
第3級	60%		

出典：“La Educación en Bolivia Indicadores, Cifras y Resultados” 教育文化省, 2004 P79より抜粋

これらの月給のほか、表 20 の通りボ国には勤務条件や功労によって様々な賞与が設定されていたり、インセンティブ（手当）・プログラムが用意されており、教員の待遇改善と学校教育の普及と向上に向けての取り組みが行われている。

表 19：教員の賞与およびインセンティブ・プログラム（2003 年度）

名称	概要	金額
国境賞与 (Bono Frontera)	国境 50Km 以内の勤務者への賞与	基本給の 20%
へき地賞与 (Bono Zona)	へき地勤務者への賞与	基本給の 20%
書籍購入賞与 (Bono Pro Libro)	職務関連書籍購入のための賞与	年間 Bs. 440
経済支援賞与 (Bono Económico)	インフレ対策としての賞与	年間 Bs. 744
職務完遂賞与 (Bono al Cumplimiento)	授業日数 200 日完遂への賞与	年間 Bs. 621
その他の賞与 (Otros Bonos)	インセンティブ未受領者への賞与	年間 Bs. 400
階級賞与 (Bono Jerárquico)	校長への賞与	給与に応じて
貧困農村地域滞在手当 (Insentivo de Permanencia en el Area Rural Pobre)	人口 2000 名以下、貧困指数 75% 以上の農村の教員・校長への手当	年間 US\$100 相当
学校組織手当 (Insentivo Colectivo a las Escuelas)	毎年行われる教育省主催のコンクールでの入賞者への手当	入賞者（教員）に US\$350 程度
二言語手当 (Insentivo a la Modalidad Bilingüe)	二言語で教育にあたっている教員への手当	年間 US\$200 相当

出典：“La Educación en Bolivia Indicadores, Cifras y Resultados” 教育文化省, 2004 P79より抜粋

2-2-7 教員養成・研修

ボ国の国家教員養成制度 (Sistema Nacional de Formación Docente) は新規教員養成制度 (Subsistema de Formación Inicial) と現職教員研修制度 (Subsistema de Formación Permanente) から構成されている。以下、それぞれについて詳しく見ていくことにする。

(1) 教員養成

ボ国の中等学校までの新規教員養成は基本的に 3 年間 6 学期にわたって、教育文化省が管轄する高等師範学校 (INS) で行われる。もちろん、卒業後に専門性を高める目的で各大学でも勉強や研究を進めることも可能だが、INS 卒業後に教員を目指す学生の方が多い。INS のカリキュラムは主に主要な 4 つの柱、すなわち一般教養 (Formación general)、教育実習・教育調査 (Práctica docente e investigación)、専門教育 (Formación especializada)、人間形成 (Formación personal) から成り、統合的な教員養成を目指している。

現在、ボ国にはパンド (Pando) 県を除く 8 県に 22 校の INS と 1 校の教育大学が存在している。それらには 2004 年の時点で 22,343 名が在籍しており、毎年約 3,800 人 (2000-2004 年平均) を卒業生として輩出している。なお、表 21 に示される通り、なかには教員や校舎の未整備により実質的に活動が開始されていない INS も存在する。

ところで、INS での教育は将来教員になるために必要な教育をきちんと実施できているのだろうか。このような観点から教育省（当時）は 1999 年に INS の 1・4・6 学期生に国語と数学の学力テストを実施し、表 22 のような非常に興味深い結果を得ている。この表によれば、概ね入学時点で 6～9 割の学生の学力が不十分であり、その後 INS で 2 年の教育を受けると学生の 4～7 割が基礎水準に達することがわかる。

表 20：高等師範学校（INS）学生数および卒業生数

県	INS	2000 年	2001 年	2002 年	2003 年	2004 年
La Paz	Simón Bolívar	2,681	2,384	2,640	3,175	3,739
	A. de Sta. Cruz	-	-	-	471	642
	Warisata*	909	954	1,155	1,197	1,229
	B. Saavedra*	569	562	661	794	918
	ENSAF	-	-	-	-	649
Oruro	A. Mendoza	1,123	1,107	1,125	1,233	1,305
	R. Barrientos*	823	594	907	1,128	1,277
Potosí	E. Avaroa	1,374	1,373	1,508	1,652	1,752
	F. Tamayo*	267	343	471	554	688
	A. de Sta. Cruz*	450	173	528	696	946
Cochabamba	S. Sapientiae (Priv.)	-	-	-	-	-
	Adventista (Priv.)	-	-	-	-	-
	I. Montes*	374	362	553	703	647
Chuquisaca	M. Villarroel*	460	356	545	708	761
	Univ. Pedagógica	-	-	2,156	2,148	2,620
Tarija	Simón Bolívar*	33	70	141	226	330
	J. M. Saracho*	518	563	713	770	776
Santa Cruz	E. Finot	1,578	1,586	1,604	1,996	2,061
	INSPOC*	330	393	450	448	345
	R. Chávez*	174	245	355	433	538
Beni	C. Parada	294	357	502	684	674
	Riberalta*	174	245	355	433	446
就学者 計		12,131	11,667	16,369	19,449	22,343
卒業生 計		3,374	4,889	3,796	2,540	4,510

[注 1] *は農村部の INS

[注 2] (Priv.)は私立の INS

出典(原出典)：教育文化省統計

しかし、3 年間の教育を受けても 3～5 割の学生の学力は不十分のままであり、これらの学生が教員になった場合には、児童生徒への学習指導に困難を生じることが容易に予想される。また、教育改革の一環として 1999 年から実施された大学による INS10 校への直接管理・指導（教育省との契約ベース）は、学生の学力テストの結果を見る限り、当初期待されていた成果を上げることが出来なかったといえる。また、INS 学生の大学進学者の増加も期待されていたが、これについても後に顕著な傾向はみられなかったと報告されている。

このような現状を改善すべく、政権交代後の現教育文化省は教員養成課程を大学レベルまで引き上げ、教員資格の条件を学士号取得としたいと考えており、その具体的な構想を新教育法（案）に盛り込んでいる。新たなカリキュラムの整備、教員の養成確保、国民および関係機関との合意形成と調整、INS の学術機関としてのステータスの確保、現職教員研修との関係性の見直し、資格取得後の教員給与増などのインセンティブの確

保など、非常に多くの問題を抱えているが、様々な調査結果からその必要性は認められよう。

表 21：高等師範学校での学力テスト結果：学生の成績別分類
(1999年実施、国語・数学、1・4・6学期生)

県	INS	学期生	不合格	不十分	基礎水準	十分
La Paz	Simón Bolívar (Univ)	1	1.0 %	57.4 %	39.3 %	2.3 %
		4	6.7 %	36.7 %	41.7 %	15.0 %
		6	1.5 %	24.6 %	46.2 %	27.7 %
	A. de Sta. Cruz (ME)	1	-	-	-	-
		4	-	-	-	-
		6	2.2 %	26.4 %	53.8 %	17.6 %
	Warisata* (Univ)	1	15.1 %	77.4 %	7.1 %	0.4 %
		4	4.8 %	31.6 %	60.1 %	3.5 %
		6	3.1 %	30.9 %	52.6 %	13.4 %
	Bautista Saavedra* (ME)	1	5.8 %	73.1 %	21.2 %	0 %
		4	4.4 %	35.2 %	60.3 %	5.7 %
		6	2.9 %	35.4 %	53.1 %	8.6 %
ENSAF		-	-	-	-	
Oruro	Angel Mendoza (Univ)	1	1.4 %	62.4 %	34.4 %	1.8 %
		4	-	-	-	-
		6	0.3 %	29.5 %	47.8 %	22.4 %
	René Barrientos* (ME)	1	3.2 %	64.5 %	32.3 %	0 %
		4	2.0 %	32.1 %	60.3 %	5.7 %
		6	1.1 %	37.1 %	50.7 %	11.1 %
Potosí	Eduardo Avaroa (Univ)	1	0.6 %	65.9 %	33.1 %	0.3 %
		4	0 %	24.8 %	73.8 %	1.3 %
		6	-	-	-	-
	Franz Tamayo* (Univ)	1	8.8 %	67.0 %	24.2 %	0 %
		4	4.2 %	20.8 %	62.5 %	12.5 %
		6	0 %	40.9 %	57.0 %	2.2 %
Andrés de Sta. Cruz* (ME)	1	4.2 %	75.0 %	20.8 %	0 %	
	4	2.6 %	12.8 %	72.6 %	12.0 %	
	6	2.2 %	26.4 %	53.8 %	17.6 %	
Cochabamba	Sedes. Sapientiae		-	-	-	-
	Adventista		-	-	-	-
	Ismael Montes* (ME)	1	11.1 %	77.8 %	9.7 %	1.4 %
		4	6.3 %	42.7 %	48.4 %	2.6 %
		6	1.5 %	32.3 %	50.4 %	15.8 %
	Manuel A. Villarroel* (ME)	1	0 %	93.5 %	3.2 %	3.2 %
4		0.8 %	26.1 %	66.3 %	6.8 %	
6		0 %	42.6 %	44.1 %	13.4 %	
Chuquisaca	Univ. Pedagógica		-	-	-	-
	Simón Bolívar -Cororo* (ME)	1	-	-	-	-
		4	8.3 %	50.0 %	29.2 %	12.5 %
Tarija	J. M. Saracho* (Univ)	6	3.8 %	50.0 %	42.3 %	3.8 %
		1	0.7 %	74.7 %	23.3 %	1.3 %
		4	4.1 %	34.5 %	55.0 %	6.4 %
Santa Cruz	Enrique Finot (Univ)	6	0 %	44.8 %	42.8 %	12.4 %
		1	3.1 %	67.7 %	27.6 %	1.6 %
		4	6.3 %	34.4 %	53.4 %	5.8 %
	INSPOC* (Univ)	6	1.2 %	48.9 %	41.9 %	8.0 %
		1	11.1 %	83.3 %	5.6 %	0 %
		4	-	-	-	-
	R. Chávez Ortiz* (Univ)	6	0 %	44.4 %	40.0 %	15.6 %
		1	3.6 %	78.3 %	18.1 %	0 %
		4	6.1 %	36.7 %	55.1 %	2.0 %
Beni	Clara Parada de Pinto (Univ)	6	5.4 %	48.6 %	39.2 %	6.8 %
		1	0 %	86.2 %	5.6 %	0 %
		4	1.9 %	29.1 %	58.9 %	10.1 %
	Riberalta* (ME)	6	1.0 %	34.0 %	37.9 %	27.2 %
		1	2.2 %	68.9 %	28.9 %	0 %
		4	-	-	-	-
6	0 %	48.0 %	40.0 %	12.0 %		

[注 1] (ME) は 1999-2005 年の間に直接教育省が管轄・指導していた INS で、(Univ.) は大学が管理・指導していた INS。

出典： “La Educación en Bolivia Indicadores, Cifras y Resultados” 教育文化省, 2004 P137-141より作成

(2) 教員研修

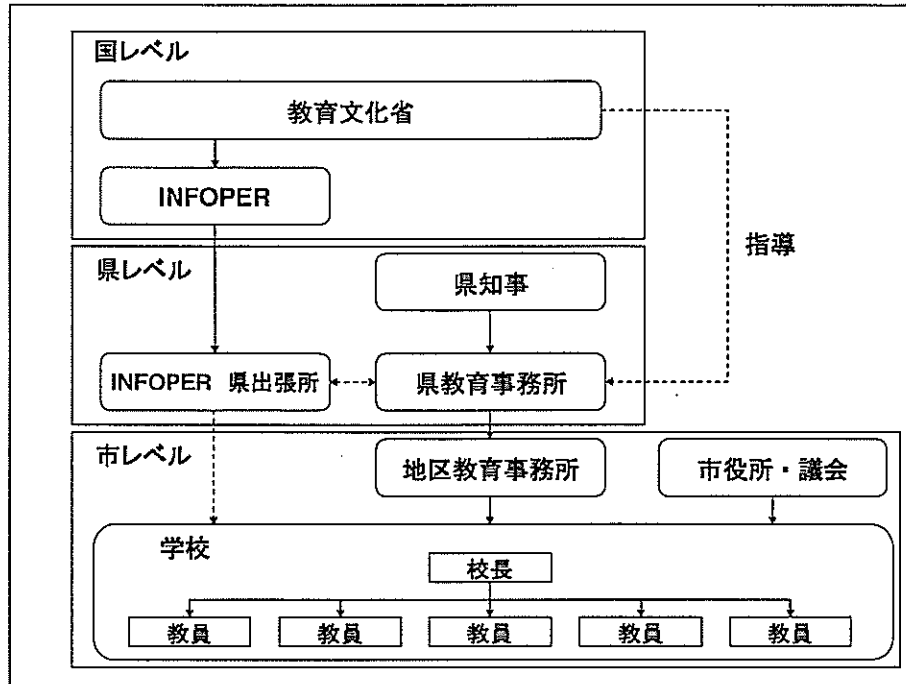
ボ国の現職教員研修は、各教員の教室での教育実践の向上を目指しており、そのために必要な教育的アドバイス (Asesoría pedagógica) と専門性向上のための技術支援 (Apoyo al desarrollo profesional) を行うものである。

教育的アドバイスについては、1994年の教育改革当初から重視されてきたもので、当初は指導主事 (AP: Asesor Pedagógico) が中心になって担ってきた。APは教育省との5年契約で原則として学校ネットワークや学校群に1名が配置され、主に学校訪問や授業観察を通じて教員や校長への直接指導を行うことを主な職務としていた。その内容は、教育法規上の理念的枠組、教育的組織 (Organización pedagógica≒学級経営)、教育改革における構成主義、教科内容の知識、教育改革プログラム改編への評価、教室プロジェクト、教材分析、モジュールの使用法(構成主義に基づく読み書き指導の関連性強化)、児童の母語での教材作成と指導、第二言語としてのスペイン語の指導などである。教育省は2002年までに1,300名を超えるAPを雇用・指導し、APは2001年には延べ69,025名の教員への研修を、2002年には延べ48,236名の教員への研修を実施した。

しかし、AP個人に能力格差が大きいこと、APによって活動にばらつきがあり地域間格差が広がっていることなどの問題が発生し、2001年にアイマラ系農民組織指導者である下院議員が「APによってコミュニティの伝統が破壊されている」として、合法的手段でラパス県の農村部からAPを排除する事件を契機にAPへの批判が一気に高まっていった。こうしてAPの制度は2003年に廃止され、替わって県教育事務所や地区教育事務所の技官、校長、そして農村教育の普及組織を改編した現職教員実施機関 (INFOPER) の技官を通じて教員に対する教育的アドバイスを実施するようになった。なお、現行の教員研修実施のメカニズムは図5の通りである。

専門性向上のための技術支援は、地区レベルの教員研修センターを通じて長期にわたって継続的・段階的に現職教員の知識や技能の改善を図ろうとするものである。しかし、現在もなお実施体制整備中という状況にあり、実質的には大学などの教育研究機関が提供する様々なプログラム (短期コース) に教員が参加するという形で一部実現されているに過ぎない。

以上のように、その高い重要性や必要性にもかかわらず、新規教員養成に比べて現職教員研修の整備は非常に遅れている。このような状況に鑑み、教育文化省は現職教員研修の施設整備とネットワーク構築を検討中であり、その具体的な形が本調査にて修正要請として確認した「現職教員研修センター建設計画」である。なお、現在JICAが実施中の「学校教育の質向上プロジェクト (PROMECA)」は、後述のように現場の教員への教育的アドバイスと専門性向上のための技術支援を同時に実現すべく、県教育事務所や地区教育事務所の技官、INFOPERの技官、パイロット校の校長や研究主任に対して教育技術の普及・強化とその拡充に必要な校内研究体制の整備を主要な活動として実施している。このような背景から、教育文化省は日本の支援による総合的な現職教員研修の強化を求めていると思われる。



出典：在ボリビア日本大使館資料より抜粋

図 5：教員研修実施のメカニズム

2-2-8 援助動向

現在、ボ国の教育分野に援助している国および機関は表 20 の通りである。これによれば、財政支援が圧倒的に多く、その総額は US\$242,908,000 で教育援助全体の 91.3% に上る。なかでも、世銀（IDA）とオランダはそれぞれ US\$75,000,000 を拠出しており、これだけで教育援助の過半数を占めている。なお、技術協力を主体とした教育援助を行っていく国や機関は JICA、SIDA、スペイン、UNICEF のみであり、財政支援も行っている SIDA を除き、金額的には比較的少額である。しかし、借款に批判的な姿勢をとり続けている教育文化省は世銀や米州開発銀行（IDB）に比べて、このような地道で低コストの支援を歓迎する傾向にある。

2-2-9 技術協力プロジェクト（PROMECA）

教育文化省は、現在実施中の技プロ「学校教育の質向上プロジェクト（PROMECA）」にてソフト面を強化し、今回日本側に無償資金協力として要請した「現職教員研修センター建設計画」にてハード面の整備を行い、合わせて現在整備中の現職教員研修制度を一層強化したい意向である。したがって「現職教員研修センター建設計画」の実施可能性を考える上で、PROMECA の動きを把握することは重要であると考え。以下、PROMECA の概要と現状そして将来計画についてみていくことにする。

表 22：ボリビアへの教育援助の現状

援助機関	プロジェクト名	協力タイプ	総額(US\$)	2005 年度実績
IDA (世銀)	教育の質と機会均等向上 P.	有償資金	75,000,000	72,347,000
SIDA	全国識字教育計画	技術協力	3,954,000	3,440,000
	青年の関心向上モデル強化	技術協力	3,285,000	1,062,000
	教育プログラム (POMA) 支援	無償資金	25,000,000	4,966,000
IDB	教育改革 II	有償資金	36,000,000	3,067,000
デンマーク	教育セクター支援プログラム	無償資金	26,237,000	5,334,000
スペイン	教員養成強化	技術協力	1,296,000	1,296,000
	文化プログラム II	技術協力	2,092,000	2,092,000
オランダ	教育セクター (POMA) 支援 04-08	無償資金	75,000,000	19,650,000
JICA	学校教育の質向上プロジェクト	技術協力	3,000,000	1,000,000
WFP	人的資源開発支援	無償資金	5,671,000	1,979,000
UNICEF	EFA - RR	技術協力	1,000,000	428,000
	EFA - OR	技術協力	8,500,000	3,468,000
合計			266,035,000	120,129,000

出典：財務省 公共投資・海外資金室(VIPFE)資料より抜粋

(1) 協力概要

1) 背景

1980年代に始まった構造改革の流れを受けて、1994年にボ国にて教育改革が開始された。この改革は「教育改革法」に基づき、国民参加を経て実現される教育改革として、当時世界から大いに注目を集めた改革であった。この改革では、初等教育の普及と質の向上が第一の目標として掲げられ、1998年に「戦略計画(1999-2002)」を策定し、教員人事制度改革、新カリキュラム開発、教員研修の促進などを通して実現に取り組むことになった。そして、これまで先にみてきたような成果を達成してきたものの、現在でも i) 就学困難児への対応、ii) 非識字者の存在、iii) 地方や学校における経営努力の不足、iv) 適切な教師教育(新規教員養成+現職教員研修)の不在などが問題として指摘されている。

このようなボ国の教育改革に対して日本は、1998-2001年に無償資金協力「小学校建設計画(22.54億円)」を実施したほか、同時期に「教育改革推進支援」長期専門家を派遣し、現職教員研修分野を中心に技術協力も行ってきた。2002年には教員養成・研修分野に重点を置いた2回のプロジェクト形成調査を実施し(3月 第一次調査、10月 第二次調査)、協力実施(案)を策定した。

これを受けて2003年1月にボ国教育省から同協力案実施についての技術協力要請が提出され、同年7月の実施協議文書締結をもって、試行期2年、本格実施期5年、計7年にわたる「学校教育改善プロジェクト」が開始された。当時はJICA大阪がこれを主管し、約1ヶ月にわたる本邦研修「子どもが主役の学習づくり」コース(2003-2007年)を通

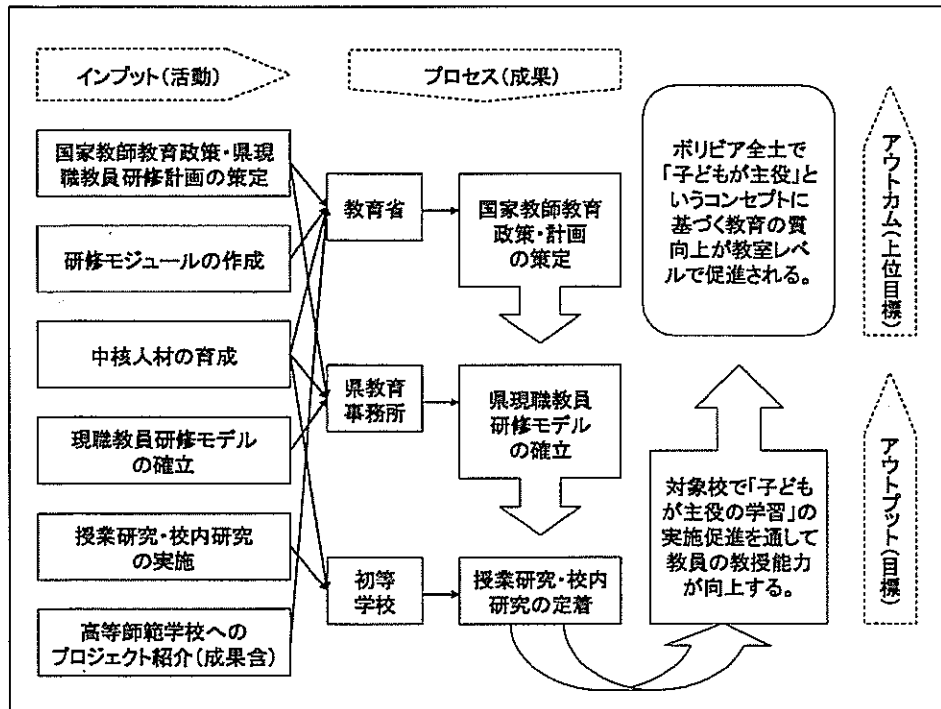
じて、年間約10名の教育行政官、教育技官、初等学校校長・教員に対して教育技術・学級経営・学校運営に関する技術移転を行い、これをベースに帰国研修員がボ国で活動することを中心とした協力であった。加えて、ボ国にはそのために必要な調整やモニタリングの実施を主要業務とする「コーディネーター」長期専門家のみを常駐させ、必要に応じて短期専門家を年間3～4名送り、技術的なフォローアップを実施するという形態で協力が進められた。

なお、試行期では、主に日本の教育経験に根ざした教育技術・学級経営・学校運営が、果たしてボ国の事情に応じた改善を経て定着することが可能か否かに焦点があったため、ラパス県とコチャチャバンバ県の各4校をパイロット校に指定し、教育省を巻き込みながら草の根レベルの協力を展開してきた。

その後、2004年10月に試行期の中間評価が行われ、プロジェクト活動の実現がボ国の目指す教育の質の向上に貢献しうる可能性が確認されたため、2005年7月から5年間にわたり本格実施期としてプロジェクトを拡充していくこととなった。試行期の評価結果を受けて見直されたプロジェクトは、2005年9月に行われた実施協議文書修正署名を経て、新たに「学校教育の質向上プロジェクト」として開始されることになった。

2) 概要

プロジェクトの概要は図6および表23の通りである。



出典：プロジェクト・オフィス作成資料を基に作成

図6：プロジェクト概念図

表 23：プロジェクト概要

名称	学校教育の質向上プロジェクト Mejoramiento de la Calidad de Enseñanza Escolar
実施期間	2005年7月～2010年7月（本格実施期）
実施サイト	ラパス県、コチャバンバ県、チュキサカ県、サンタクルス県、ポトシ県、タリハ県（全国9県中6県）
上位目標	ボリビア国において、教育の質が教室レベルで向上する。 （子どもが主役の学習環境整備）
プロジェクト目標	教員研修システムおよび教員の教授能力が向上する。
成果	1) 授業研究方法・校内研究、現職教員研修システムについて、プロジェクト推進の中核となるメンバーが育成される。 2) 授業研究・校内研究の手法が、研修参加校に定着する。 3) 現職教員研修実施体制が、県レベルで確立される。 4) 高等師範学校で、授業研究手法・授業改善手法がカリキュラムの一貫として試行される。
活動 （主要活動のみ記載）	中核人材の育成 1)-1 本邦研修の実施 授業研究・校内研究の実施 2)-1 研修計画の立案 2)-3 研修の実施 2)-5 モニタリング・評価の実施 現職教員研修の実施 3)-1 研修計画の立案 3)-3 研修の実施 高等師範学校（INS）での試行 4)-1 教育省による INS 向（1校）の研修教材紹介ワークショップの実施 4)-2 教育省による INS 向のパイロット研修の実施 4)-3 教育省と INS によるパイロット研修の評価 1)-2 現地研修の実施 2)-2 研修教材の作成 2)-4 授業研究・校内研究の実施 3)-2 研修教材の作成
投入	日本側： (3) 長期専門家（コーディネーター兼研修計画、教育技術指導） (4) 短期専門家（教授法など） (5) ローカルコンサルタント（コーディネーター、評価分析など） (6) 機材供与（パソコン、ビデオカメラなど） (7) 本邦研修（教育行政5名×1年、子どもが主役の学習づくり10名×3年） (8) 調査団派遣（中間評価、終了時評価、運営指導） ボリビア側： (9) 現地セミナー開催経費等ローカルコスト (10) 研修施設提供 (11) プロジェクト調整委員など
外部条件	(12) ボ国現職教員研修の方法や実施体制（システム）に大きな変更がない。 (13) プロジェクトで導入された手法が全国に普及するための体制が確保される。
実施体制	現地実施体制： (14) プロジェクト合同調整委員会（委員長：教育文化省学校教育・代替教育・識字教育担当次官） (15) 中央レベル・プロジェクト実施チーム（実施調整官：教育文化省学校教育・代替教育・識字教育担当次官室教員監督局現職教員研修責任者） (16) 県レベル・プロジェクト実施チーム（実施調整官：県教育事務所長） 国内実施体制： (17) 研修運営委員会（3名、委員長：内海成治阪大教授） (18) 教材作成委員会（5名、京都市教育委員会より選出）

出典：JICA案件概要表および一部プロジェクト・オフィス作成資料より抜粋

(2) 進捗状況と成果

プロジェクトは現在対象県を6県に拡大し、当初からのパイロット校7校、2005年度新規参加校39校、2006年度新規参加校74校の計120校（裨益教員数2,850名、裨益児童生徒数45,128名）を対象に活動している。当初計画よりもやや早いペースで対象校を拡大しており、普及面に関しては順調な進捗がみられる。

他方、政権交代により中央レベルのカウンターパートの変更（中央レベル・プロジェクト実施チーム実施調整官である教育文化省学校教育・代替教育・識字教育担当次官室教員監督局現職教員研修責任者のみ残留）、一部のプロジェクト活動の停止など、様々な形でプロジェクトへの影響が生じてきており予断を許さない状況にある。詳細は、以下のプロジェクトの専門家が作成した「第6回技術協力プロジェクト実施運営総括表（対象期間：2006年4月～7月）」の内容を参照願いたい。

1) プロジェクト全般について

① 教員養成計画/現職教員研修計画策定

新教育法（素案）では、教員養成と現職教員研修が区別なく扱われ、現在の高等師範学校とその他の教師教育機関の教育大学への転換が提案された。また教育文化省の管轄下、地域を代表し、修士・博士課程を併設する教育大学の設置が提案されていたが、現職教員研修の必要を盛り込むため、評価・計画専門家コンサルタントが全国教育大会に参加した。なお、実行計画については、2006年8月下旬（予定）の法案国会通過後、策定される予定である。

② 研修モジュール作成

17情報パッケージの翻訳が終了した。また教育文化省側の活動としては、INFOPER技官が、現在までに実施したINFOPERの研修マニュアルを取りまとめており、現職教員研修プログラムに活用される予定である。

③ 中核人材育成

年度当初計画どおり、6県で技官対象研修を実施中である。

④ 現職教員研修モデルの確立

今年度当初、タリハ県、サンタクルス県において、県現職教員システム設置のための活動を行ったが、新教育法が教育の中央集権化を志向するため、現在県レベルでの研修モデルづくりは一時停止状態にある。その一方、中央レベルでの研修カリキュラム策定を支援するため、教育文化省に対し、研修対象者の給与カテゴリーに応じた力量形成項目と達成指標、ならびに研修プログラムの例を提出した。

⑤ 授業研究・校内研究実施

6県にて、コチャバンバ県、ポトシ県において組合からの干渉があるものの、授業研究・校内研究実施のための県実施チーム（新規4県についてはプロジェクト・オフィス）による研修の実施、学校レベルにおける活動が実施されている。

⑥ 高等師範学校へのプロジェクトの紹介

今期は教育文化省が高等師範学校に対してプロジェクトが導入する内容についての紹介セミナーを実施する予定だったが、教育国会準備などのため実施しなかった。

2) プロジェクト・オフィスの活動

① 新規4県コンサルタントの備上・研修

タリハ県、サンタクルス県、ポトシ県、チュキサカ県担当コンサルタントを備上、今年度のプロジェクト実施体制が整った。(これ以外に、昨年度からの継続雇用のコンサルタントとして、ナショナルコーディネーター、評価・計画コンサルタント、ラパス県コンサルタント、コチャバンバ県コンサルタント、プロジェクト業務アシスタントの5名を備上、今年度はコンサルタント9名体制。)また、新規3名のコンサルタントに対し、ラパスにて3日間研修を行った(サンタクルス県コンサルタントに対しても引き続いて実施予定)。

② 無償資金協力要請書の修正支援

2005年度に要請された現職教員研修センター建設にかかる無償資金協力の予備調査が採択された。政権交代後の教育文化省幹部の交代などに伴い、要請内容の修正にかかる支援を行っている。

3) カウンターパートへの技術移転状況

① 教員養成計画/現職教員研修計画策定

新教育法(案)における教師教育は教員養成に重点がおかれ、現職教員研修については教育大学における修士課程・博士課程の設置が示されただけだった。教育国会までのプロセスで、新教育文化省関係者に修士課程・博士課程以外の現職教員研修の可能性について、専門家が幾度かにわたりブリーフィングを行った。これらにより教育文化省関係者が現職教員政策の必要性を深めた。

② 研修モジュール作成

教育文化省の人員整理と新規技官の未配置により、現在のところ研修モジュール作成についてのナショナルレベルでの技術移転の計画は未定である。しかしながら、来期県技官に対する研修モジュール使用のための研修を通し、現地化を進める予定である。

③ 中核人材育成

政権交代の影響で特にコチャバンバ県において中核人材が異動することになったが、ラパス県・コチャバンバ県では概ね人材育成は順調で、新規参加校に対する研修を実施できるようになった。

④ 現職教員研修モデルの確立

教育文化省と現職教員研修カリキュラム策定のために必要なプロセスについて協議し、現職教員研修モデルの素案を策定した。また、タリハ県、サンタクルス県、コチャバンバ県では独自の県レベルの現職教員研修実施の構想がある。これら県独自の研修実施に対しても、プロジェクトとして引き続き技術支援を行う予定である。

⑤ 授業研究・校内研究実施

パイロット校、2005年新規参加校、2006年新規参加校のグループ別に異なるメニューの研修を実施し、それぞれのグループが着実に授業研究・校内研究の技術を高めつつある。

⑥ 高等師範学校へのプロジェクトの紹介

高等師範学校への直接のプロジェクト紹介はなかったものの、全国教育大会に参加していた学生代表が現職教員研修の重要性を理解した。

4) 成果

① 教員養成計画/現職教員研修計画策定

全国教育大会にプロジェクトから評価・計画コンサルタントが参加し、新教育法（案）に現職教員研修実施の可能性を盛り込むことに成功した。新教育法（案）における該当箇所は、以下のとおり。

「教育文化省の管轄下、現職教員研修センターとして、教員養成大学院が、ケチュア、アイマラ、グアラニー、アマゾン多民族の国内 4 社会言語地域に設置される。これら大学院は、ディプロマ、修士課程、博士課程とその他上級コースを、大学卒業後教育として、教員養成大学卒業者に提供する。（原文は、“Se crearán Universidades Pedagógicas, con la administración del Ministerio de Educación y Cultura, como centros de formación permanente, en las cuatro regiones sociolingüísticas del país: quechua, aymara, guarany, multi-étnico amazónico, y las universidades ofrecerán cursos de postgrado: diplomados, maestrías, doctorados y otros de carácter superior para maestros egresados de las Escuelas Superiores de Formación de Maestros.”）」

なお、高等師範学校教官の反対などにより（大学化後の教官の資格要件上昇により、現職の地位を迫られる可能性がある）、大学院大学設立についてはいまだ不透明である。代替案として、教育文化省は、（大学院機能を持たない）「現職教員研修センター」設立を考えている様子である。プロジェクトと教育文化省は無償資金協力要請内容の修正支援において、準備・実施段階におけるそれぞれのメリット・デメリットなどを協議した。

② 研修モジュール作成

第一次翻訳作業およびビデオ編集作業が終了した。

③ 中核人材育成

プロジェクト実施全 6 県において年間研修計画に基づき、技官対象の研修が実施された。

④ 現職教員研修モデルの確立

新教育法（案）策定・無償資金協力予備調査団受入れ準備過程において、教育省教員管理局に対し現職教員研修モデル確定に必要な力量達成項目や目標の例（カテゴリー別）を示し、現職教員研修モデル確立の可能性を示唆した。運用が困難と思われる点についてさらに検討を行う必要があるものの、今後実現可能な現職教員研修モデル確立に向けての第一歩を踏み出したといえる。

⑤ 授業研究・校内研究実施

パイロット校、2005 年参加校、2006 年参加校に対し、年間研修計画に基づき、授業研究・校内研究実施のための研修が実施された。

⑥ 高等師範学校へのプロジェクトの紹介

研修モジュールの現地化作業が途中のため、高等師範学校へのプロジェクト紹介は実施しなかった。

(3) 将来計画と課題

プロジェクトは普及面では6県400校への普及という最終成果達成に向けて順調に進捗しているが、政権交代の影響により課題も多く発生するようになった。新教育法の行方を含めて状況が流動的な現状では、将来計画と課題について軽々に論じることはできないが、以下、「第6回技術協力プロジェクト実施運営総括表（対象期間：2006年4月～7月）」の内容を抜粋し、将来計画と課題を考えることとしたい。

1) 成果達成の見込み

① 教員養成計画/現職教員研修計画策定

政権交代で、教師教育計画策定に遅れが見られる（前政権下で策定されたものは、使用されていない）。しかしながら、今後、実施主体が県教育事務所から教育文化省直轄の現職教員研修センターに変更になるなどの修正はありうるが、成果は達成できるものと思われる。

② 研修モジュール作成

今年度中に県実施チーム技官に対する研修の一貫として、翻訳された研修モジュールの現地化（県実施チームレベル）を実施する。教育文化省が、別途 INPOPER に対して現在まで実施した研修の体系化（研修教材化）を指示しており、現職教員研修センター設立前に研修モジュールがほぼ準備できるものと思われる。

③ 中核人材育成

政権交代の影響で、教育文化省内のほとんどの帰国研修生が職を追われ、教師教育計画策定や教育省レベルの研修モジュール見直しを実施できる人材が省内に存在しない（このため、コンサルタントが新教育法（案）における現職教員研修記載に努力した）。一方、県レベルでは、政権交代の影響が弱いため、（今後教育行政の仕組み変更で帰国研修員の活躍が期待できなくなる前に）県・市レベルの技官によりモデル教員（教員ボランティアグループ）を育成し、学校レベルにおけるプロジェクトの成果発現を確かなものとする予定である。

④ 現職教員研修モデルの確立

新教育法（案）策定や無償資金協力要請の修正において、教育文化省幹部・担当官が現職教員研修モデルについての検討を進めた。今後実現化に向けての取り組みが期待される場所である。

⑤ 授業研究・校内研究実施

現職教員研修モデルが確立しないと、ラパス県とコチャバンバ県における150校における授業研究・校内研究実施は若干難しいところではあるが、他4県25校における実施は早期に達成できる見込みであり、目標の上方修正も考えられる。

⑥ 高等師範学校へのプロジェクトの紹介

今後、教育文化省においてカリキュラム策定が進み、その後、高等師範学校におけるカリキュラムの見直しが行われる予定である。プロジェクト紹介に留まらず、高等師範学校カリキュラムへプロジェクトが導入する学校運営、学級経営、教授法を組み入れる可能性を探す予定である。